

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型インフルエンザ等対策特別措置法による 予防接種事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事務
②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種・住民に対する接種に関する事務。 特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法及び関係法令において予防接種の接種者の管理や統計報告資料作成に用いることとなる。
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [10万人以上30万人未満] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	1 予防接種情報入力 予防接種者に関する情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力 2 予防接種情報照会 既接種者の予防接種の情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力 3 予防接種者対象者抽出 指定した予防接種の対象者を抽出 4 未接種者一覧出力 指定した予防接種の未接種者を抽出 5 接種情報の統計 指定した予防接種の期間における接種件数、接種年齢、接種医療機関等の情報を出力
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] その他 (</div> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 税務システム) </div> </div>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法別表第126の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健医療課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、特定接種及び住民に対する接種の対象者
その必要性	新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法及び関係法令に基づき、接種記録等の管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報 対象者を正確に特定するため保有 2 連絡先情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために保有 3 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月13日
⑥事務担当部署	福祉保健部保健医療課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、特定接種及び住民に対する接種の対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため。							
④使用の主体	使用部署 保健医療課							
	使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1 4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2 本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。							
情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。							
⑥使用開始日	令和3年6月13日							
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託								
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない (1) 件							

委託事項1		健康管理システムの運用保守	
①委託内容		健康管理システムの運用保守	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務委託契約書において、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないことを明記しているが、再委託の申請書を提出の上、長岡市の承諾を得た場合は、この限りではないとしており、承認した。 再委託先は「秘密保持義務」「個人情報の保護」について記載のある業務委託契約書の内容を遵守する契約内容となっている。 また、業務の再委託は、すべて③にある委託先の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、③にある委託先の責めに帰す事由とみなすことを業務委託契約書内に明記している。	
	⑥再委託事項	健康管理システムに関する運用保守業務	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項		
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項に掲げる事務を処理するため		
③提供する情報	当該予防接種に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲と同じ		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて照会があった際に随時		
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			

移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">]</td> <td style="padding: 0 10px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> </table>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()		
⑦時期・頻度			
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	<p><長岡市における措置> セキュリティカード及び生体認証等にて入退室管理をしている部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>		
7. 備考			

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No	項目名	項目制限
	(正式名称30文字)	
	西暦年度	DS3：西暦年
	宛番号	0：整数
	接種日	DN1：和暦年号年月日
	更新者	J4：ユーザーコード
	更新日	DS1：西暦年月日
	更新時間	H1：時分秒
1	性別	M：名称テーブル
2	接種種別	M：名称テーブル
3	接種回数	0：整数
4	接種判定	M：名称テーブル
5	接種日年齢	T1：何歳
6	年度末年齢	T1：何歳
7	基準日年齢	T1：何歳
8	受診時国保区分	M：名称テーブル
9	請求日(月)	DS2：西暦年月
10	実施医療機関	K：医療機関
11	問診医	M：名称テーブル
12	接種医	M：名称テーブル
13	接種番号	0：整数
14	接種会場	M：名称テーブル
15	メーカー(製薬会社名)	M：名称テーブル
16	Lot.No	N：全半角文字列
17	接種量	2：小数2桁
18	未接種理由	M：名称テーブル
19	対象外判定	M：名称テーブル
20	予診フラグ	0：整数
21	特記事項	N：全半角文字列

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	照会を行う際は、番号法に定められている事務であることを確認する。 外部に照会文書等を送付する場合は、対象者に関する必要な項目のみを記載するようにチェックを行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手した情報についてはシステムで氏名・生年月日等の情報で照合を行い、誤った情報については事務に利用しないことを徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システム等では権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。なりすましによる不正を防止するため、パスワードに一定の有効期限を設けている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、システム上3か月、それ以前のはCSVデータとして7年間保存する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
---------------------	------------------------------------	--

ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務において、誰に対し何の目的で提供できるかをまとめたマニュアルを作成し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。年1度の研修、個人情報保護の理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。
--------------------	---

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------------	---

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。
 2 庁内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみ認められた相手にしか転移できないよう、システムの仕組みとして担保されている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<長岡市における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。言い換えれば、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法の規定に基づき認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p> </p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	1 サーバー設置場所へは許可なく入室できないよう入退室の管理を行っている。 2 不正アクセスを防止するためウイルス対策ソフトの導入を行っている。 3 保管期間が過ぎた紙媒体については外部業者による溶解処理を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1 システムにおけるサーバーの設置場所では監視カメラやICカードで入退室を管理しているほか、事務端末及び紙ベースの資料については施錠ができる場所で管理している。</p> <p>2 ウイルス対策ソフトを導入しデータの流出・消去を防ぐほか、紙ベース資料については保存年限を設けて管理を行うことにより不要な情報消去を防ぐ。</p> <p>物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②長岡市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>特定個人情報の消去手順 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><長岡市における措置></p> <p>1 管理職員又は一般職員を対象とした情報セキュリティ研修を、交互に年1回実施し、情報セキュリティ意識の向上を図っている。 更に、初任者及び臨時職員については別途、情報セキュリティに関する研修を年1回実施している。</p> <p>2 希望者を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修の実施</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉保健部 保健医療課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2383
②対応方法	1 問合せ受付時に問合せに対する対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関連部署に事実確認を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	長岡市パブリックコメント実施要綱(平成21年長岡市告示第88号)に基づくパブリックコメントの実施
②実施日・期間	令和3年2月10日から同年3月3日まで
③主な意見の内容	特に意見はなかった。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和3年3月5日
②方法	長岡市個人情報保護審議会による点検を実施
③結果	特に意見はなく、問題ないとして了承された。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	表紙 特記事項	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	I 基本情報 6. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①福祉保健部健康課 ②健康課長	①福祉保健部保健医療課 ②課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	福祉保健部健康課	福祉保健部保健医療課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	健康課	保健医療課	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	福祉保健部 健康課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-7508	福祉保健部 保健医療課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2383	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法別表第2第115の2の項 主務省令②第59条の2	番号法別表第2第115の2の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③提供する情報	予防接種の対象者に係る予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した当該予防接種に関する情報	当該予防接種に関する情報	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第93の2の項 主務省令①第67条の2	番号法別表第126の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2第115の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2第115の2に掲げる事務を処理するため	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第153の項に掲げる事務を処理するため	事後	重要な変更にあたらない項目

令和7年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>		<p>【追記】</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	重要な変更
令和7年6月30日	<p>III リスク対策 ※(7. ②を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>【追記】</p> <p>物理的対策</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可されたものだけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	重要な変更
令和7年6月30日	<p>III リスク対策 ※(7. ②を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>【追記】</p> <p>技術的対策</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②長岡市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルスソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤長岡市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適応を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦長岡市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧長岡市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	重要な変更
令和7年6月30日	<p>III リスク対策 ※(7. ②を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>【追記】</p> <p>特定個人情報の消去手順</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要な変更

<p>令和7年6月30日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 10. その他のリスク対策</p>		<p>【追記】</p> <p>〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上での業務データの取り扱いについては、当該業務データを保有する長岡市及びその業務データの取り扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は長岡市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、長岡市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更</p>
------------------	--	--	---	-----------	--------------